

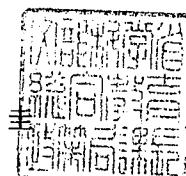
元教参学第33号
令和2年1月17日

各都道府県・指定都市教育委員会
指導事務主管部課長
情報教育主管部課長
生涯学習・社会教育主管部課長
各都道府県・指定都市青少年担当主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各國公立大学法人担当部課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当部課長

殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

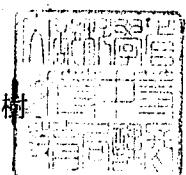
三好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

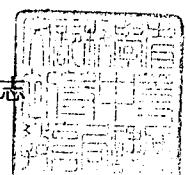
高谷浩



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

大濱健志



(印影印刷)

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（協力依頼）

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、トラブル、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。

加えて、SNSを通じて小学生が加害者と知り合い誘拐されるなど、SNSを起因とする青少年の犯罪被害が多発しています。

こうしたケースを防ぐためにも、未来を担う青少年が、様々なリスクや対応策を理解した上で、インターネット等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、文部科学省では関係府省庁とともに、2月から5月の多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に、インターネット等のサービスを提供する事業者や学校等が連携して、青少年・保護者に対してスマートフォンやSNS等の安心・安全な利用のための啓発活動を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、実施するものです。

については、貴職におかれても、上記の趣旨を踏まえ、域内の市区町村、市区町村教育委員会及び関係機関・団体、特に域内の中・高等学校等に対して周知するとともに、下記のような取組を推進くださるようお願いします。

特に、この一斉行動に合わせて警察庁と文部科学省が共同してリーフレット「ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～」（参考資料1）を作成しましたので、コピーの上、掲示・配布するなど、多くの子供や保護者に読んでいただけるよう御配慮をお願いします。

なお、本件については、別途、「「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について」（参考資料2）のとおり、公益社団法人日本PTA全国協議会及び一般社団法人全国高等学校PTA連合会に対しても協力を依頼していますので、申し添えます。

記

卒業式・入学式・入学説明会、保護者会、総合的な学習の時間、ホームルームの時間等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、インターネット等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行うとともに、インターネット等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を積極的に推進くださるようお願いします。

1. 保護者に対しての啓発

（1）家庭内におけるルールづくりの推奨

インターネットに接続して使用する機器（スマートフォンやゲーム機等）については、子供に持たせるか持たせないかの判断を、発達段階等に応じてきちんとすることが重要です。

また、メリットとリスクを正しく認識し、「賢く安全に使える」ようにするために親子で話し合った上で、子供の発達段階や知識に応じた家庭におけるルールづくりや大人と子供が一緒に取り組むことができる環境づくりが大切です。

特に、SNSを起因とする犯罪被害が増加していることから、「ネットでしか知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まない等、家庭でのルールを考えるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできますので、SNSの安心・安全な利用について親子で十分話し合うことも大切です。

（2）スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底やペアレンタルコントロールの積極的な利用等

携帯電話会社（格安スマートフォン会社（MVNO）も含む）と契約代理店に、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、以下の義務が課せられています。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及びフィルタリングの必要性と内容を説明すること。
- ・フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）を講じること。

上記を踏まえて、子供が使用するスマートフォン等の新規回線契約又は機種・名義変更を伴う回線契約の変更・更新時には事業者からフィルタリングの必要性及び内容に関する説明をしっかりと聞くとともに、安易に断ることなく子供と話し合って積極的にフィルタリングを活用することが必要です。

また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等、フィルタリング以外のペアレンタルコントロールの機能も併せて活用するとともに、既にスマートフォン等を契約済の場合でも、改めて親子でフィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性について話し合ってみることも大切です。

2. 児童生徒に対しての指導

学校における携帯電話等の取扱いについては、小・中学校への原則持込禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針に基づいてこれまで適切に児童生徒に指導していただいているところですが、「ネット上のいじめ」や犯罪被害の予防等を含め、スマートフォン等の適切な利用について配慮することが必要です。

そのため、学習指導要領に基づき、各教科等において、発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行うことが重要です。

文部科学省では、情報化の進展に伴う新たな課題に対して、学校における情報モラルに関する指導の充実を図るために、指導する際に役に立つ動画教材及び教員向け指導手引書を作成・配布しています。昨年度は、「SNSを通じた出会いの危険性」等をテーマとした動画教材を追加しました。文部科学省HPにも掲載していますので、御活用ください。<参考情報①>

また、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための無料講座「e-ネットキャラバン」を、児童生徒への指導に活用することも効果的です。<参考情報②>

さらに、SNS等での出会いの危険性や、24時間子供SOSダイヤル等トラブルに巻き込まれた際の相談窓口等も盛り込まれたインターネットの利用に関する啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」等を教材として利用することも有効です。<参考情報③>

なお、ソーシャルメディアを使用する際のガイドラインを児童生徒と共に学校において作成するなどの取組も参考になります。<参考情報④>

3. 地域における取組の推進

子供たちがSNS等を通じた犯罪被害等に巻き込まれないために、地域においても様々な場で啓発を実施することが重要です。

保護者を対象とした講座など家庭教育支援の取組や、放課後や土曜日等における学習・体験活動（放課後子供教室等）など、子供たちや保護者が集まるあらゆる機会を活用して、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための無料講座「e-ネットキャラバン」や、インターネットやスマホの利用についての啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」等の教材を利用いただきながら、積極的な啓発に御協力ください。

<参考情報>

- ① 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書
(文部科学省 HP) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- ② e-ネットキャラバン
(e-ネットキャラバン HP) <https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
- ③ 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」
(文部科学省 HP)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_4.pdf (小中学生版)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_3.pdf (高校生版)
- ④ 「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」
(安心ネットづくり促進協議会 HP) <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>
- ⑤ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm
- ⑥ 「情報モラル実践事例集」
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408132.htm
- ⑦ 学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集（教育委員会等向け）
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm
- ⑧ 名誉毀損やプライバシー侵害等の書き込みをしないよう注意喚起する啓発ポスター
(ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会 HP) <http://www.fmmc.or.jp/net-shakai/>

<参考資料1>

- ・「ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm

<参考資料2>

- ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会宛て通知）

【本件に関する問合せ先】

○文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室
電話 03-5253-4111 (内線 2966) FAX 03-6734-3719
e-mail seisyone@mext.go.jp

○文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課 情報教育振興室
電話 03-5253-4111 (内線 2702) FAX 03-6734-3712
e-mail jogai@mext.go.jp

○文部科学省初等中等教育局

児童生徒課 生徒指導室 生徒指導企画係
電話 03-5253-4111 (内線 3298) FAX 03-6734-3735
e-mail s-sidou@mext.go.jp